

告示

埼玉県告示第百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
訪問看護ステーション コスモス	所在地	久喜市東大輪四一一七	久喜市桜田二一一二

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
佐藤 久典	施術所名称	八條治療院	まごころ治療院 草加店
	施術所所在地	八潮市八條二八三二一七	草加市神明一四一 一九一二〇六
田中 康夫	施術所所在地	八潮市上馬場一〇一 二	八潮市鶴ヶ曾根一四 二九一二五